

復興整備計画

（第 1 1 回変更）

双葉町・福島県

令和6年8月7日

1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）

双葉町の全域（別添の復興整備事業総括図参照）

2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）

- ① 町民のきずなを繋げるまちをつくる。
- ② ふるさと双葉町の記憶を次世代に引き継ぐまちをつくる。
- ③ 住民参画の下、新たに魅力的なまちをつくりあげる。
- ④ 新たな産業を創出し、継続的な雇用を生み出すまちをつくる。
- ⑤ 次世代の双葉町を担い世界に貢献する人材を育てるまちをつくる。
- ⑥ 災害を克服し安全・安心に暮らせるまちをつくる。

3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）

(1) 復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向

双葉町は町域の85%が帰還困難区域に指定されているが、魅力ある住環境と確固たる産業基盤を兼ね備えた双葉町の再興を目指し、まずは、旧避難指示解除準備区域である両竹・浜野地区に、「新たな産業・雇用の場」となる中野地区復興産業拠点と「発信の場」となる東日本大震災・原子力災害伝承館・復興祈念公園（県事業）等を整備するとともに、アクティビティエリアを整備し、双葉町への人の流れを創出する。そして、JR双葉駅中心とした「旧特定復興再生拠点区域」が避難指示解除されたことにより、「新たな産業・雇用の場」と連携した「新たな生活の場」の整備を進めるとともに、「既成市街地の再生」を推進することにより、魅力ある町の再興を図る。

(2) 土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照）

【避難指示解除区域の土地利用】

① 中野地区

双葉町の「働く拠点」としての中野地区に、事業再開や企業誘致の受け皿として、産業用地や共同事業所等を整備する。あわせて、就業者のサポート等のため、産業交流センターを整備し、県が整備する東日本大震災・原子力災害伝承館や復興祈念公園とも連携した、福島県の「発信拠点」としての発展を図る。

② 両竹地区

効率的な営農が将来にわたって困難な農地を再生可能エネルギーによる拠点として活用するとともに、まとまりのある農地を活かし、高収益作物等の作付け等による農業再生及び原風景の回復を目指す。

③ 東日本大震災・原子力災害伝承館・復興祈念公園・アクティビティエリア

「東日本大震災・原子力災害伝承館」と「復興祈念公園」の連携により、震災・事故の記録・教訓を確実に後世に引き継ぐとともに、このような悲劇が二度と起こらぬよう、広く国内外に効果的な情報発信を行う。また、海岸沿いには快水浴場百選に選ばれた双葉海水浴場に県内外から観光客が訪れていたことから、かつての海水浴場やキャンプ場など屋外空間を活かしたアクティビティエリアが楽しめる施設等を整備し、駅前周辺をはじめとする各エリアから「アクティビティエリア」をつないだ回遊ルートを構築する。これらにより、これらの施設に多くの人を呼び込むことによって町への人の流れを創出することにより、域内での人の循環を生み出し、賑わい創出を図る。

④ 駅西エリア・駅東エリア

早期帰還を目指し、町主導により住宅団地と生活関連サービスの提供に向けた環境整備の先行的な推進を図る。

- ⑤ まちなか再生エリア
双葉町役場新庁舎を整備するとともに、景観保全と賑わい再生、既存ストック・空閑地の有効活用、幹線道路沿いの用地の有効活用等により、古き良き双葉町の既成市街地の再生を図る。
- ⑥ 営農エリア（上羽鳥地区、下羽鳥・長塚地区、三字地区、中田地区、下長塚地区）
常磐双葉ＩＣから復興祈念公園へのアクセス道路となる復興シンボル軸の沿線からほ場整備や基盤整備事業等を進め、担い手を確保しつつ、高収益作物や次世代施設園芸の取組みを図る。
【帰還困難区域の土地利用】
- ⑦ 再生可能エネルギーを活用した事業の活用（鴻草・渋川地区）
農地については当面営農再開が望めない区域であるが、再生可能エネルギーを活用した事業を活用することで、農地の荒廃抑制を図り、将来的に営農再開できる環境になるまでの間、農地保全、用排水路の維持管理ができることや、その事業による売電収益から町の復興支援事業の財源として活用もできることから、将来、農地として確保すべきところと調整しながらその活用を図る。
- (3) 復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり）

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）

事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1) 市街地開発事業		
(2) 土地改良事業		
(3) 復興一体事業		
(4) 集団移転促進事業		
(5) 住宅地区改良事業		
(6) 都市施設の整備に関する事業	A地区	事業名称：中野地区復興産業拠点整備事業 事業主体：双葉町 実施区域：別紙の復興整備事業総括図のとおり。 実施予定期間：平成28年度～令和8年度 種類：復興再生拠点整備事業（一団地の復興再生拠点市街地形成施設）
	B地区	事業名称：福島県復興祈念公園事業 事業主体：福島県 実施区域：別紙の復興整備事業総括図のとおり。 実施予定期間：平成29年度～令和7年度 種類：都市公園事業

	C地区	事業名称：復興拠点アクセス道路整備事業 事業主体：福島県 実施区域：別紙の復興整備事業総括図のとおり。 実施予定期間：平成29年度～令和7年度 種類：都市計画道路事業
	E地区	双葉駅西側地区生活拠点等整備事業（第一工区～第二工区） 事業主体：双葉町 実施区域：別紙の復興整備事業総括図のとおり。 実施予定期間：平成29年度～令和8年度 種類：復興再生拠点整備事業（一団地の復興再生拠点市街地形成施設）
	G地区	事業名称：双葉都市計画下水道事業 事業主体：双葉町 実施区域：別紙の復興整備事業総括図のとおり。 実施予定期間：令和元年度～令和4年度 種類：都市計画下水道事業
(7)小規模団地住宅施設整備事業		
(8)津波防護施設の整備に関する事業		
(9)漁港漁場整備事業		
(10)保安施設事業		
(11)液状化対策事業		
(12)造成宅地滑動崩落対策事業		
(13)地籍調査事業		
(14)その他施設の整備に関する事業	D地区 (両竹地区)	事業名称：両竹地区太陽光発電事業（発電事業） 事業主体：合同会社浜通りエナジー（第一工区～第二工区） 実施区域：別紙の復興整備事業総括図のとおり。 実施予定期間：平成29年度～令和元年度 事業名称：両竹地区太陽光発電事業（送電事業） 事業主体：福島送電合同会社（第三工区） 実施区域：別紙の復興整備事業総括図のとおり。 実施予定期間：平成30年度～令和元年度

F 地区 (鴻草、渋川地区)	事業名称：鴻草、渋川地区太陽光発電事業（第一工区～第二工区） 事業主体：合同会社鴻草渋川エナジー 実施区域：別紙の復興整備事業総括図のとおり。 実施予定期間：平成30年度～令和元年度
H－1 地区 (郡山地区)	事業名称：公共災害復旧事業（再復）郡山中野地区海岸 事業主体：福島県 実施区域：別紙の復興整備計画総括図のとおり 実施予定期間：令和3年度～令和4年度
H－2 地区 (細谷地区)	事業名称：公共災害復旧事業（再復）細谷地区海岸 事業主体：福島県 実施区域：別紙の復興整備計画総括図のとおり 実施予定期間：令和4年度～令和7年度
I 地区	事業名称：双葉町消防団第2分団屯所新築工事業 事業主体：双葉町 実施区域：別紙の復興整備事業総括図のとおり。 実施予定期間：令和3年度～令和4年度
J 地区	事業名称：既存ストック活用改修事業 事業主体：双葉町 実施区域：別紙の復興整備事業総括図のとおり。 事業施行地の所在：長塚字鬼木 地内 事業施行地の面積：548.48㎡ 整備予定の施設の種類：事務所 実施予定期間：令和6年度～令和8年度
K 地区	事業名称：駅東地区公共路外駐車場整備事業 事業主体：双葉町 実施区域：別紙の復興整備事業総括図のとおり。 事業施行地の所在：長塚字町 地内 事業施行地の面積：758.87㎡ 実施予定期間：令和6年度
L 地区	事業名称：双葉町養液栽培施設整備事業 事業主体：双葉町 実施区域：別紙の復興整備事業総括図のとおり。 実施予定期間：令和6年度～令和8年度
M地区	事業名称：双葉駅東地区商業施設等整備事業 事業主体：双葉町 実施区域：別紙の復興整備事業総括図のとおり。 事業施行地の所在：長塚字町東 地内 事業施行地の面積：1,357.84㎡

		実施予定期間：令和 6 年度～令和 8 年度
5 復興整備計画の期間（法第 4 6 条第 2 項第 5 号関係）		
平成 2 8 年度～令和 8 年度		
6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第 4 6 条第 2 項第 6 号関係）		

4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）							
整理番号	事業区分	図面号	変更等する土地利用基本計画等	変更等の別	変更等する部分の面積(ha)		備考
					拡大	縮小	
1	都市施設の整備に関する事業	A地区	都市計画（一団地の復興再生拠点市街地形成施設）【双葉町決定】	変更	49.6ha		土地利用計画の変更
			都市計画（下水道）【双葉町決定】	変更			下水道処理施設の決定
			都市計画（用途地域）【双葉町決定】	変更		約34.3ha	特定業務施設（0.2ha減）
			都市計画（用途地域）【双葉町決定】	変更	約11.6ha		特定公共施設（0.2ha増）
2	都市施設の整備に関する事業	B地区	都市計画（都市公園）【福島県決定】	変更	22.8ha	21.8ha	区域調整等に伴う面積縮小（1.0ha減）
3	都市施設の整備に関する事業	C地区	都市計画（道路）【福島県決定】	変更	約2,900m		幅員W=14m 延長L=約2,900m 車線数 2車線
4	都市施設の整備に関する事業	E地区	都市計画（一団地の復興再生拠点市街地形成施設）【双葉町決定】	変更	23.9ha		土地利用計画の変更
			都市計画（道路）【双葉町決定】	変更	約280m		幅員W=12m 延長L=約280m 車線数 2車線
			都市計画（道路）【双葉町決定】	変更	約1,090m		幅員W=12m 延長L=約1,090m 車線数 2車線
			都市計画（用途地域）【双葉町決定】	変更	9.7ha		第一種住居地域（2.7ha増） 第二種住居地域（7.0ha増）
5	都市施設の整備に関する事業	G地区	都市計画（下水道）【双葉町決定】	変更	2.5ha	32.4ha	変更前：約355ha
							変更後：約325ha
6	その他施設の整備に関する事業	L地区	農振整備計画（農用地利用計画）	変更	1.9ha		農業用施設用地に用途区分変更

- (注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。
- 2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。
- 3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
- 4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。
- 5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

4－② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）													
整理 番号	事業区分	図面 記号	農地法 （4ha超）	都市計画法			農地法 （4ha以下）	農振法	森林法		自然公園 法	漁港漁場 整備法	港湾法
			第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第29条第1項・第2項の開発許可	第43条第1項の建築許可	第59条第1項から第4項までの都市計画事業の認可等	第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第15条の2の開発許可	第10条の2第1項の開発許可	第34条第1項・第2項の許可	第20条第3項の許可・第33条第1項の届出	法第39条第1項の許可	第37条第1項の許可等
1	都市施設の整備に関する事業	A地区	○										
			○										
2	その他施設の整備に関する事業	D地区	○										
			○ (第一・三工区)										
3	都市施設の整備に関する事業	E地区	○										
			○										
4	その他施設の整備に関する事業	F地区	○										
			○										
5	その他施設の整備に関する事業	L地区	○										
			○										

(注) A地区及びE地区の第一工区については、土地利用方針の農林水産大臣同意後に都市計画事業の認可を受け、「農地転用の許可不要」となったことを確認

(注) 1 本様式は、法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。

2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。

3 「農地法（4ha超）」は、上段には法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第50条第1項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をするとともに、併せて農林水産大臣が定める書類（様式第9）を添付する。なお、法第46条第1項第1号の地域をその区域とする被災関連市町村等においては、当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、様式第9を農林水産大臣に提出する。